

北海道大学大学院保健科学院における早期履修に関する申合せ

令和3年3月18日

学院教授会了承

「北海道大学医学部保健学科学生の大学院保健科学院授業科目及び大学院共通授業科目履修に関する取扱要項（令和3年3月18日学科会議承認）」に規定する授業科目の履修（以下「早期履修」という。）に伴う修得単位の認定等については、次のとおり取り扱うものとする。

（単位認定申請）

- 1 早期履修した授業科目（以下「早期履修科目」という。）の単位認定申請は、大学院保健科学院修士課程（以下「本学院」という。）入学直後の所定の期間に行うものとする。

（修得単位の認定）

- 2 早期履修科目の単位については前項における申請に基づき、学院教務委員会及び学院教授会の議を経て10単位を上限として認定し、本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（その他）

- 3 本申合せに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学院長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この申合せは、令和3年3月18日から実施する。